

令和2年6月23日

関係各位

公益社団法人兵庫県物産協会

「ふれあいの祭典 ふれあいフェスティバル in 阪神北」における
出展(店)事業者募集について (ご案内)

今年は、県立有馬富士公園休養ゾーンで令和2年10月24日(土)、25日(日)に開催いたします。また、当協会は今年度もその中の物産コーナーを主管し、特産品の紹介や販売宣伝に努めることとしています。

つきましては、主旨に賛同し、出展(店)を希望する事業者を下記により募集いたします。

記

- 【開催日】 令和2年10月24日(土)・25日(日) 10:30~15:30
- 【会場】 県立有馬富士公園 休養ゾーン (風のミュージアム周辺)
- 【主催者】 ふれあいフェスティバル in 阪神北実行委員会
- 【出展内容】 物産コーナーを設け兵庫の物産の販売・紹介等を行います。
①県特産品の調理販売 ②食料品・加工品の販売 ③民芸品の販売
- 【スペース】 1社 1小間:3.6m×3.6m テント1張り (机、イス、電気は主催者で用意)
会場内にテント7張を当協会分として設置します。
- 【負担金】 1小間につき10,000円 及び 販売額の10%を申し受けます。
- 【申込方法】 7月3日(金)までに次の書類を下記アドレスへメールで提出ください。
①【別紙様式1】出展(店)申込書.xls
②【別紙様式2】出店届・調理販売品様式.doc
③【別紙様式3】施設の平面図.doc
④ 調理、飲食を伴う出展の場合は露店の営業許可(画像・PDF)
- 【連絡事項】 別添2 出展関係概要にあるコロナ感染防止に努めてください。
出店スタッフはマスク着用。無料の試食・試飲は禁止します。
- 【出展決定】 応募者多数の場合は、関係機関等協議のうえ決定します。(7月中旬)
- 【お問い合わせ 資料送付先】
(公社)兵庫県物産協会 事務局 担当:西川
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1 兵庫県庁1号館7階
TEL:078-361-8751 FAX:078-382-1206
E-mail:mail@hyogo-bussan.or.jp



ふれあいの祭典

「ふれあいフェスティバルin 阪神北」事業基本計画

多彩な芸術文化活動や消費地に近い都市近郊農業が盛んな都市部と、貴重な里山などの豊かな自然が残る農山村部の双方を併せ持つ阪神北地域をはじめ、ひょうごの「元気」と「魅力」を県内外に広く発信する。

また、「ありまふじフェスティバル」との同時開催により、幅広い世代の交流を促進する。

1 概要

(1) 名称

ふれあいの祭典「ふれあいフェスティバルin 阪神北」

(2) 開催日時

令和2年10月24日（土）、25日（日）10:30～15:30

(3) 会場

県立有馬富士公園「休養ゾーン」（風のミュージアム周辺）

(4) 主催

ふれあいフェスティバルin阪神北実行委員会

(5) 目標入場者数

57,500人（2日間）

(6) 会場計画

別紙のとおり



前回オープニングの様様
(H22 阪神北)



前回の会場全景
(H22 阪神北)

2 開催方針

(1) 基本理念

「地域、交流、共生」

(2) 基本方針

- ・ 阪神北地域をはじめとするひょうごの魅力を伝える。
- ・ 地域団体、NPO、企業等が連携した、県民主体の手づくり感あふれる内容とする。
- ・ 若者など明日の兵庫を担う人材を育む多彩なきっかけづくりを行う。

(3) 特色

- ・ 阪神北地域の暮らしを彩る「歴史」「文化」「芸術」のほか、貴重な里山が残る豊かな自然など、多彩な地域資源を様々なイベントを通じて県内外に広くアピールする。
- ・ 翌年に開催が迫る「ワールドマスターズゲームズ2021関西」を見据えたスポーツ体験イベント、地域内外の伝統文化などのステージ、子どもや家族連れが楽しめる交流イベント等を展開し、多彩な内容でフェスティバルを盛り上げる。



- ・ 自然の光や風が織りなす彫刻作品が立ち並ぶ「新宮晋 風のミュージアム」のアート空間を生かしたイベントなどを通じて、広大な会場が有する魅力を広く発信する。



風のミュージアム全景

3 開催内容

(1) ステージイベント

会場内の特設ステージで、各地域から集まった団体が多彩なジャンルのパフォーマンスを披露する。

ア オープニングセレモニー・全県ふれあいステージ（1日目）

- ・ 宝塚歌劇団OGレビューショーによるオープニング
- ・ 県内の活動団体による吹奏楽、ダンス、よさこい等のパフォーマンス
- ・ 本県ゆかりの文化人等のゲスト出演

活動団体による屋外ステージ
(H22 阪神北)

イ 地域ふれあいステージ（2日目）

阪神北地域の団体や大学生、高校生等地域の若者によるダンス、吹奏楽演奏等の多様なパフォーマンス

(2) 出展（店）イベント

地域団体等のユニークな活動の紹介やものづくり等の体験教室、グルメなどのブースを出展（店）する。

ア 阪神北地域の魅力発信・PRコーナー

阪神北地域の特産品やグルメの販売、観光PR、地域団体によるまちづくり活動の紹介等を行い、魅力を広くアピールする。

地域の特産品やグルメの販売
(H22 阪神北)

イ ひょうごの魅力発信・PRコーナー

県内各地域の「ご当地グルメ」を会場に集めて販売し、食を通じたまちおこしへと繋げるほか、県内各地域の特産品や食を内外に広く紹介する。

ウ 健康福祉まつり

県民一人ひとりが健康や福祉について広く理解し、共に考え、多くの方に体験してもらえる場を提供する（健康チェック、健康に関する相談・指導コーナー、健康体操等）。

エ ひょうごエコフェスティバル

環境保全団体や企業による展示や体験コーナー等を通じて、環境について親子で学べるイベントを展開する（環境保全団体や企業によるエコや省エネに関する展示、科学実験・工作体験等）。

(3) その他体験等イベント

ア スポーツを通じた体験・交流コーナー

令和3年の「ワールドマスターズゲームズ2021関西」の開催も踏まえ、気軽に参加できるスポーツの体験機会を提供する。

イ 里山とのふれあい

里山の魅力を体感できるサイクリングツアーなど多様なイベントを実施する。



「ワールドマスターズゲームズ2021」
ローンボウルズ体験 (R1 北播磨)

(4) 地域連携イベント

阪神北地域（4市1町）の施設や団体等と連携した取組やイベントを行い、開催エリア全体でフェスティバルを盛り上げる。

(5) 同時開催イベント

ア ありまふじフェスティバル

ステージイベント、木工体験、自然体験等

イ こども文化フェスタ

合唱、落語、日舞等



こども文化フェスタ
(R1 阪神北)

4 県民参画の促進

フェスティバルを県民主体の手づくり感あふれるものとするため、県民の参画を推進する。

(1) 「県民手づくり」事業の実施

「ひょうごの魅力発信」「世代間・地域間の交流」などをテーマに独自の催しを企画実施する団体を公募し、経費の一部を補助する「県民手づくり事業」を実施する。

(2) 「ふれあい塾」の実施

専門家の指導を受けた若者が、会場でその成果を披露するなど、次世代を担う人材の育成や地域づくり団体の連携を促すプログラム「ふれあい塾」を展開する。

(3) ボランティアの参画

大学生や高校生等の若者をはじめ、地域住民の方々のボランティアによる会場案内・美化、パンフレット配布等を行い、手づくり感あふれる催しとする。



わかものMC育成講座
(ふれあい塾) (R1 北播磨)

5 その他運営事項

(1) 広報

各種メディアや広報誌等に加え、ホームページ上での内容告知や、SNS (Facebook、Instagram) による準備段階からの情報配信、学校施設・公共交通機関や集客施設での広報物の配布等を行う。

(2) 交通対策

会場内における来場者用駐車場の確保が困難であり、また、鉄道駅から相当の距離があることから、会場周辺において臨時駐車場を確保するとともに、当該駐車場や鉄道駅から会場までのシャトルバスを運行する。

あわせて、公共交通機関の積極的な利用を促す。

(3) 安全対策

地元警察との連携のもと各所に警備員を配置し、会場内及び周辺の安全を確保する。

(4) 救急・救護

けが等に対応できる救急・救護体制を整備するとともに、救急時には周辺医療機関や消防署と連携し、迅速な対応を行う。



会場を発着するシャトルバス
(H22 阪神北)

《参 考》会場位置図

有馬富士と
福島大池



ふれあいの祭典 ふれあいフェスティバル in 阪神北 出展(店)概要

1 概要

- (1) 開催日時：令和2年10月24日（土）、25日（日）10:30～15:30
- (2) 開催場所：県立有馬富士公園風のミュージアム周辺（休養ゾーン）
（三田市）
- (3) 事務局で用意できるもの
 - ①テント：2間×2間（3.6m×3.6m）
 - ②机：450mm×1800mm もしくは 600mm×1800mm
 - ③パイプイス
 - ④電気：コンセント（使用機器により容量を変更します）
 - ⑤看板（団体名）：200mm×900mm（文字のフォントは当方にお任せください）

2 出展（店）にかかる留意事項

(1) コロナ感染防止対策について

- ・ 新型コロナウイルスの感染予防のため、次の内容を遵守頂き、出展者にてマスクや消毒液など必要な物品をご用意ください。
- ・ スタッフは朝出発前に検温を行ってください（咳や37.5℃以上の発熱等の症状がある場合は出展・来場をお控えください）。
- ・ スタッフは、まめに手洗い（30秒程度かけて水と石鹸で丁寧に洗う）、または手指消毒（手指消毒液）を行ってください（調理を行うスタッフは必ず手洗いを実施）。
また、来場者に体験頂く場合も同様に促してください。
- ・ 来場者との身体的距離（1m以上）を確保するよう努めてください。
体験ブース等では体験者との距離の確保が難しい場合でも、体験者の側面に立つ（または座る）ほか、できるだけ距離の確保に努めるとともに、特に発声時は距離を空けるようにしてください。
- ・ 食品販売の有無に関わらず、スタッフは必ずマスク又はフェイスシールドを着用頂き、各テントに消毒液を設置ください。
- ・ 必要に応じ、飛沫防止用カーテンを備え付けてください。
調理ブースでは火災の危険性があるため充分注意してください。
- ・ 同時にテントに入室する方は1張5名以内（来場者含む）でお願いします。
- ・ 飲食ブースで使用する箸、スプーン、容器類は使い捨てのものを使用してください。
- ・ 無料の試食・試飲は行列・密集の原因となることから、禁止します。
- ・ 体験で共用する物品・イス・テーブル・高頻度で接触する部位等は、特に注意して定期的に消毒してください。
- ・ テント外で行う体験についても、密にならないように留意してください。

- ・ 来場者の待機が生じた場合は、整理券を配布するか、テント前にて一定の間隔(1m以上)を確保しつつ整列を呼びかけてください。
- ・ ゴミを取り扱う場合は、マスク又はフェイスシールドに加え、使い捨て手袋を使用し、手袋を脱いだ場合は、必ず手洗い、または手指消毒を実施してください。
- ・ 感染拡大防止のため、着ぐるみの使用はご遠慮ください。特に使用希望のある場合は別途ご相談ください。

(2) 備品

- ・ 数量は必要最低限でお願いします。
- ・ 提出された出展(店)申込書に基づき、備品等を準備します。追加はできませんので、ご注意ください。
- ・ ブルーシートなどの事実上の消耗品については、各自でご持参ください
- ・ 事務局で用意できるものの他に、各出展(店)ブースで必要なもの(例:パネルボード、調理器具、プロパンガス、消火器、延長コード等)は、各出展(店)者でご用意の上搬入搬出してください。

(3) 電気の使用

- ・ 電源コンセントは出展(店)申込書(別紙様式1)に記載の電気器具しか使用できません。申し込みのない場合は絶対にコンセントを使用しないでください。
- ・ 電源については数・容量が多い場合は別途電気使用料をいただく場合があります。
- ・ 発電機の持込みは禁止します。

(4) 水、火気の使用

- ・ 飲食を伴う出店をされる出店者、または火気を使用する出店者は、地面にコンパネやビニールシートを敷くなど養生し、地面を汚したり、熱や冷気で芝生を痛めることのないようご注意願います。
- ・ 上水は持参頂くか、指定の給水ポイントで取水ください。
- ・ 排水については、指定の排水口以外には絶対に捨てないでください(指定外の排水口は、青野ダム・河川に繋がっています。飲料水・農業・漁業等で使用されており、高額な賠償が発生する恐れがあります)。
- ・ プロパンガス等は、販売業者により安全が確認されているものを持ち込んで下さい。
- ・ 火気を取り扱う場合は、出店者自身で1テント1本以上の消火器(10型で、製造後10年以内のもの)を必ずご準備ください。
- ・ 当日消防署の検査が行われることがあります。不可の場合は火気使用ができませんのでご了承ください。

(5) 食品について

食品を扱われる出店者の方は、臨時出店届兼調理販売品様式（別紙様式 2・3）を事前に提出してください。また、業とみなされる出店者の方は、営業許可の写しあわせて提出してください。実行委員会に無届けでの提供は絶対にお止めください。当日、保健所による検査が行われることがあります。不可の場合は提供ができませんのでご了承ください。

(6) ごみについて

ダンボール・油など各団体で出されたごみ等については、必ず各団体にてお持ち帰りください（会場内のゴミ箱・集積場は一般来場者用です）。

(7) 書類・手続等について

- ・ 出展（店）決定後に、誓約書等の必要な書類を追加で提出いただきます。
- ・ 関係機関との協議により追加で必要な手続を行って頂く場合があります。期日までに必要な許可等を取得されない場合、出展（店）を取り消す場合があります。

3 その他

- ・ 搬入搬出に伴う車両台数は 1 出展（店）者につき、最大 2 台以内とします。できる限り前日（10 月 23 日（金））に行ってください。搬入搬出については混雑を回避するため、搬入搬出時間の調整をさせていただきます（早朝・夜間）。
- ・ 指定時間以外の搬入搬出はできません。
会場内に出展（店）者用駐車場はありませんので、指定時間以外は台車・手運びによる搬入出もできません。
- ・ 出展（店）者用駐車場は遠方となる予定です。搬入後、出展（店）者用駐車場に移動頂き、出展（店）者用シャトルバスによる人の移動を検討しています。詳細は改めて出展（店）決定後にお知らせします
- ・ 会場園路・周辺道路の離合が困難であるため、2 トン積を超えるようなトラック、バス（マイクロを除く）は、会場内及び周辺道路を通行できません。
- ・ 会場の性質上、搬入搬出時も一般来場者の立入を制限することができませんので、事故防止に特に注意してください。また、夜間の立ち入りも制限できませんので、貴重品や高価なものはテントに置かないなど、各自で管理をお願いします。
- ・ 地面や備品等を破損された場合は費用弁償していただきますのでご了承ください（芝生や歩道等への車両乗入禁止：高額賠償になります）。
- ・ フェスティバル当日の様子を収録した写真や映像は、WEB サイトや印刷物等で使用する場合がありますのでご了承ください。
- ・ トラブルや事故等の防止に努めてください。実行委員会では責は負いません。
- ・ テントの配置場所については、実行委員会に一任していただきますようお願いいたします。
- ・ 会場は屋外のため、雨の場合、地面が緩くなる恐れがあります。テント内の足元保護のための対策は実行委員会では行いませんので、ブルーシートやベニヤ

板などの対策は出展（店）者自身でお願いいたします。

- ・ 今後の新型コロナウイルスの流行状況等により、中止の可能性がありますので、あらかじめご了承ください。
- ・ この他留意事項については、改めて出展（店）決定後にお知らせします。

■物産協会 補足

書類・手続等について

- ① 【別紙様式1】出展（店）申込書（エクセル）
- ② 【別紙様式2】出店届・調理販売品様式（ワード）
※1枚につき1食品
複数の食品を提供する場合、別紙様式2をコピーして作成してください。
- ③ 【別紙様式3】平面図（ワード）
- ④ 露店の営業許可証（兵庫県下）写し 画像データまたはPDF
※調理、飲食を伴う出展の場合のみ

<提出先>（公社）兵庫県物産協会 事務局 西川

E-mail : mail@hyogo-bussan.or.jp

※①～④はメール提出をお願いします。

出展負担金について

- ・ 小間料テント1張10,000円（税込）は開催1ヶ月前（9月頃）にご請求いたします。（搬入方法等の通知資料とあわせて送付します。）
- ・ 販売額の10%は10月25日（日）イベント終了時に、現地にて、2日間の合計額を現金でお支払願います。

飲食を伴う出店を行われるみなさまへ

1 取扱い品目について

(1) 取り扱うことができる食品

- ① 当日、会場内で提供直前に十分な加熱調理が行われ、会場内で食べきる食品（持ち帰り不可）

例) たこ焼き、焼きそば、おでん、お好み焼き、焼き鳥、カレー、フランクフルト など

- ② 市販品の販売（一部例外有り）

※ 市販されているおにぎり・弁当等を購入して販売する場合には、食品表示があることを確認するとともに、各商品に記載された保存方法に従い保管・販売をして下さい。

(2) 取扱いが禁止されている食品

- ① 生食肉、生鮮魚介類、牛乳類については市販品であっても販売できません。

- ② 食中毒の原因になりやすい材料や食材・食品が含まれるもの。加熱工程がないもの。事前調理されるもの。自宅で調理したもの。

例) サラダや生野菜をトッピングしたもの、サンドイッチ、寿司類、生菓子、会場内で調製したおにぎり・弁当類 など

※販売の可否について判断が難しい場合は、三田市を管轄する県宝塚健康福祉事務所（TEL0797-62-7313）へお問い合わせ下さい。

2 出店に係る手続きについて

(1) 保健所の許可等について

- ① 食品を調理・製造し、販売する場合（無料配布を含む）は、出展（店）申込書（別紙様式1）に加えて、臨時出店届兼調理販売品様式（別紙様式2・3の両方）を実行委員会へ提出してください。

※複数の食品を提供する場合、別紙様式2は食品毎に作成してください。

※農産物・ペットボトル等を提供する場合も、別紙様式2を作成してください。

- ② 飲食店営業者等が露店で食品を調理・製造し、販売する場合は、原則、食品衛生法による露店の営業許可が必要になります。既に許可をお持ちの方は、許可内容を確認し、その写しを実行委員会へ提出してください。新たに営業許可を取得する場合は、宝塚健康福祉事務所へお問い合わせください。

※営業許可について、兵庫県では「政令指定都市・中核市」とそれ以外の「兵庫県下一円」で営業許可が異なりますのでご注意ください。

※このイベントにおいて臨時的に食品の取り扱いをする場合（社会通念上『業』と認められない範囲で食品を提供する場合）は、営業許可が不要です。

※提出する前には、お持ちの営業許可の有効期限がイベント開催日まで有効であること、営業許可業種が出店内容と相違しないこと、三田市を含む営業許可範囲で

あることを確認してください。

(2) 検食について

食品を調理される場合は、その原材料及び調理後の食品を食品ごとに1食分を各自イベント終了後2週間は冷凍保存しておいてください。

万が一会場内の飲食が原因で、食中毒等の事故が発生した可能性がある場合には、検査を実施させていただきます。

3 衛生的な取扱いについて

食品の取扱い責任者は、以下のことに注意し、食中毒等の事故防止に努めてください。

- (1) 調理を始める前に、調理従事者の衛生チェックシート(別紙様式4)で自己点検を実施すること。
- (2) 出店者は、適切な責任者を必ず配置すること。
- (3) 原材料は適切に管理されたものを仕入れ、鮮度、表示を確認し、要冷蔵(凍)品は、温度計を備えた冷蔵(凍)設備で保存すること。
- (4) カット済食材を準備し、会場での下処理行為は行わないこと。
- (5) 調理の際、特に肉類は加熱を十分に行うこと(85℃以上90秒以上)。
- (6) 食器や調理器具(特にまな板・フキン)については、入念に洗浄・消毒し、衛生的に保管すること。
- (7) 調理能力以上の食品の取扱いは避けること。
- (8) イベント3日前から当日までの間に本人及び同居家族に下痢、嘔吐、発熱等の症状がある場合は、調理に従事しないこと。
- (9) 調理従事者、スタッフは朝出発前に検温を行うこと(咳や37.5℃以上の発熱等の症状がある場合は来場・従事禁止)。
- (10) 責任者が調理従事者の健康状態を確認し、本人または家族が嘔吐、下痢、発熱等の症状があった場合は調理に従事させないこと。
- (11) 調理従事者は手洗いを入念に実施すること(手袋は菌が付着したままになる可能性があり、アルコール消毒のみでは手洗いの代わりにならないため、手洗いを基本にすること)。
- (12) 調理後はすぐに提供し、提供後はすぐ食べてもらうよう注意喚起すること。
- (13) 保存基準の定められた食品は、基準に従った温度で保存、販売すること。
- (14) 不浸透性材料で作られた蓋付きの廃棄物容器を設置し、ゴミは適正に処理すること。
また、ゴミを処理するスタッフは、感染予防のためマスク又はフェイスシールドに加え、使い捨て手袋を着用すること。手袋を脱いだ後は、必ず手洗いを実施すること。
- (15) 金銭の受け渡しは、調理従事者が行わないこと。
- (16) 臨時出店届(別紙様式2)のうち提供方法が①その場で加熱して直ちに提供、②市販品を小分けして提供、⑥その他(別紙様式2①~⑤以外のもの)に該当する施設については、ブース(テント)ごとにタンクによる手洗い設備及び排水容器、タンクによる器具用給水設備及び排水容器を別個に設けること。
- (17) 会場で炊飯する場合は、2時間以内で販売可能な量を見込んで少量ずつ炊飯するとともに、提供するまで65℃以上で保温すること。

- (18) 調理ブースは正面を除いたテント周囲3面を覆うこと。
- (19) 箸やスプーン、コップなどの容器類はできるだけ使い捨てを使用すること。
- (20) 無料の試食・試飲は行列・密集の原因となることから、禁止します。
- (21) 火災の危険性があるため、飛沫防止カーテンを使用される場合は充分注意ください。

4 アレルギー物質を含む食品の表示について

特定のアレルギー体質を持つ方の健康被害の発生を防止するため、特定原材料7品目（えび、かに、小麦、そば、卵、乳、落花生）を含む加工食品を販売する場合は、当該原材料を含む旨を分かりやすく掲示等するとともに、購入者に適切に伝達すること。

また、「アーモンド、あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、くるみ、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン」の21品目を使用する場合についても、当該原材料を含む旨を可能な限り伝えるよう努めること。

5 酒類の取り扱いについて

酒類の販売等を行う際は、「車を運転される方への酒類の提供は固くお断りします」等と明記された看板を設置したり、販売時に口頭で注意する等の方法により、飲酒運転防止への注意喚起をお願いします。（内容により、税務署への届出が必要です。）